

内容\自治体名		神戸市
1	所管名	行財政局行政監察部監察室
2	体制	・課長級及び係長級：6名（うち事務事業の監理担当は3名） ・担当：5名（うち事務事業の監理担当は2名） 計11名
3	職員数	16千人
4	人口	1,535千人
5	所管の事務分掌	①事務事業の監理，考査及び改善指導 ②コンプライアンスの推進 ③行政手続 ④委託契約に係る事務 ⑤工事施行の調査及び改善指導 ⑥事務引継ぎ
6	内部監察の目的、内容及び方法、実績等	<p>（事務調査）</p> <p>①内部統制機能の活用により適正な行政執行の確保を図るため、行財政局において全庁的な事務調査を随時、実施している。</p> <p>②調査内容は、法令・条例・規則等の運用状況、予算執行の状況、財産の取得、管理及び処分並びに営造物の管理の状況、現金又は物品の出納その他の会計事務の処理状況等をはじめ部局における事務管理及び執行状況全般</p> <p>③現金事故等が起こりやすい事務や不祥事のあった事務を選択</p> <p>④通知→調査実施（実地及び書面）→講評</p> <p>⑤調査の結果、改善を要する事項又は結果処理を要する事項がある場合は、改善措置を要求し回答を求める場合もある。</p> <p>⑥平成15～17年度：現金取扱事務に関する調査（該当所属）／平成18～20年度：行政手続法・行政手続条例の遵守状況の調査（全所属）等</p> <p>（自主監査・相互監査）</p> <p>⑦事故を未然に防止し、事務事業の適正な執行を確保することを目的として、各職場において、所属長が自ら点検者となり、公金取扱事務などの項目ごとに策定されたチェックリストに基づき、年に1回、自主監査を実施している。</p> <p>⑧毎年1回、実施している。</p>
7	直近の監察体制の強化やコンプライアンス推進の取組	<p>①平成19年1月に「神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例（コンプライアンス条例）」を施行し、市民等からの要望等の記録（文書化）及び報告のルール化した。</p> <p>②平成18年度～平成20年度にかけて法令遵守の意識の徹底を図るため、行政手続法、行政手続条例に沿った事務処理のあり方等に関する法令遵守事務調査を実施（コンプライアンス）</p>
8	職員への意識啓発の取組み	<p>①平成18年度から、毎年度、課長級職員を対象に「コンプライアンス推進責任者研修（サービス・倫理研修も含む）」を実施（平成18年度：全課長級 平成19年度以降は新規課長）</p> <p>②毎年度、全職場を対象にコンプライアンス推進にかかる職場研修を実施し、全職員に対する法令遵守の徹底を図っている。</p> <p>③コンプライアンス条例の適正な運用に関して、随時、全職場に対して周知徹底（不適正な経理処理問題）</p> <p>④平成22年7月に3日にわたり全課長級職員を対象に再発防止策及び新たな事務処理に関する研修を実施</p> <p>⑤上記研修を踏まえ、全職場を対象に再発防止策及び新たな事務処理に関する緊急の職場研修を実施</p>
9	不適正な経理処理問題を受けた取組み	<p>①再発防止策の策定及びこれに基づき新たな専決調達事務処理の実施</p> <p>②不適正経理処理に関する緊急内部調査の実施</p>